

第3回 日高市障がい者地域総合支援協議会 議事録

場 所：日高市役所 301会議室

日 時：令和6年3月4日（月曜日） 14時00分～16時30分

出席者：協議会委員：

相川委員（会長）、萩原委員（副会長）、相澤委員、四條委員、
田島委員、黒田委員、市村委員、加藤委員、藤原委員、山下委員、
志村委員、丸谷委員

事務局：荻野子ども福祉部長、大河原課長、樋口主幹、（障がい福祉課）

傍聴者：無

<次第>

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事 第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期日高市障がい児福祉計画策定に向けた協議
4. その他
5. 閉会

<配布資料>

第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期日高市障がい児福祉計画（案）

資料1 第3回日高市障害者地域総合支援協議会による「第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画」の指摘事項への対応結果

資料2 第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画／第3期障がい児福祉計画（案）に対する意見（市民コメント）結果

<会議内容>

1. 開会
2. あいさつと事務局からの報告（委員の変更など）
3. 議事 第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期日高市障がい児福祉計画策定に向けた協議

【進行状況】

会長：事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料の説明を行う。

会長：計画や資料についてご意見をお願いします。

委員：計画の中で、ファシリテーターやインクルージョンなどの横文字など、わからない言葉が多い。

会長：用語解説などの対応が必要なのではないか。

事務局：市民コメントでも指摘を受けており、必要な用語については、注釈を追加しました。

会長：専門用語などは、国や県の計画で掲載されている場合もあり、同様に市の計画も同じ文言を使用する必要があると解釈してよろしいか。

事務局：そのとおりです。

委員：理解できました。

委員：市民コメントの募集結果のNo.3-1については、計画の内容について、高校や大学も含めた地域に置ける展開を期待したい。

会長：教育委員会等とも連携して展開してください。

事務局：市の考え方については、現在行っている状況を掲載しています。今後については、状況を確認し計画を推進します。

委員：障害者権利条約の総括所見や、県のケアラー条例等について触れてほしい。

事務局：前回の指摘を受け、計画のP42、P56に掲載しました。

委員：県では、これらの説明がされている。

事務局：P2の掲載について検討します。

委員：計画の(1)-3は、障がい者だけでなく、支援者の参加も必要

事務局：「学習支援者として参加協力を推進する等」を「学習支援者として参加協力を支援する等」と変更することでよろしいか。

委員：そのとおりです。

委員：対応結果の(1)-6は、とても良いと思います。(4)-3は、削除されたが、空き家の対応はお願いしたい。

事務局：計画の中では、「障がい者」の計画のため、「空き家」の記載はあえて行いませんでした。「道路」「点字ブロック」等も同様です。

しかし、空き家対策における情報は、関係課により障がい福祉課にもあるので、情報提供は行っていきたいと思います。

委員：了解しました。

委員：対応結果の(13)-3は、積極的な採用は難しいのでしょうか？

事務局：総務課による計画で、HP等にも掲載されているものです。働きかけは必要かもしれませんが、計画の文言の修正は整合性を踏まえてのものになります。

委員：計画P62移動の支援については、具体的な中身は相談出来ないでしょうか。

事務局：障がい者の個々の相談については、応じられますが、「買い物難民等」の交通政策の話は、当課で対応できません。関係部署の会議に委員として出席しています。

委員：社協やかかわせみなど、関係機関が連携して、車椅子等の障がい者のほんのちよつとの移動を支援するなどの計画を、市で考えることは出来ないか？

会長：「ネットワーク等の送迎支援も検討する」と記載できないか？

事務局：個々の方策については、計画には記載が出来ないので、個別に相談していきたい。

委員：高齢者等は障がい者等に修正できないか？

事務局：(14)-6の、「自力での移動が困難な高齢者等」は、「自力での移動が困難な障がい者等」に変更します。

委員：燃料費の補助やタクシー券等の施策はあるが、それ以外に無いか制限がある。

委員：障がい者は、自由に外出することが難しい。

委員：通院に時間がかかり、利用できる制度を使用しても、金銭的負担が大きい。

事務局：生活サポート等も、国や県の基準もあるが、全体像の把握は難しい。

委員：「ボランティア」とは、どのような人か？

委員：関係機関も含まれていると解釈しています。

事務局：国や県の補助を受けて、市で行っている生活サポート等のサービスを指していますが、よりサービスが必要な人に対しては、現状では、本人が金銭的負担を覆っているか、業者がボランティアとして行っているかという状況があると思われます。しかしながら、市でも、国や県の補助金は、国が2分の1・県が4分の1であるところを、実際には、国県の補助は40%で、市の負担が60%となっており、市の負担が大きい状況です。これが、年々増え続けており、市でも悩ましい現状となっています。

委員：生活サポートは、通学は利用できないと思うが、緊急の場合の他、親が入院や、強度行動障害等で、通学が困難な生徒が通常も利用できるようにしてほしい。

委員：生活サポートは、自治体によって制限が違うため、時間のロスを無くし、利用計画を立てることが大変な事業であるので、計画が立てられない場合は断る事もあり、辞めていくところも多い。

会長：学習権の保証として、緊急対応の対策は、検討してほしい。

事務局：制度の見直し等については、計画の期間の中で、検討事項とします。ただ、以前にもお話させていただきましたが、優先順位を決めて対応させていただきます。

委員：入間市の高齢者のデマンド交通対策の「チョイソコ」の運営方法は参考になります。

委員：計画のP91の、就労B型の数値の日数と人数の割合は間違いないか？

事務局：再度確認しますが、間違いない場合は修正なしとします。

委員：計画のP91の、就労選択支援については、どこが始めたのですか？

委員：市の就労支援センターが始めています。

委員：計画のP41の、成年後見制度を利用した方はいるのでしょうか？

事務局：実績はあります。

会長：計画のP56の、ピアサポート等を含めた相談体制についての具体的なお考えをお聞かせください。

事務局：具体的には市では行っていませんが、国や県が行っている研修を市が関係者に提供しています。今後は、取り組んでいく事業者を増やしていく必要性はあると思います。

委員：福祉に、市の税金の4割が使用されていると伺ったことがあるが、実際に困っている人の声が届かないと思う。

事務局：医療的ケア児等の対応を今年度は行っているが、成果等については今回報告できなかったが、次回説明したいと思います。

委員：計画のP93の、年1回以上の検証、検討等の具体的な動きは？また計画のP105の基幹相談支援センターの設置はもっと早められないのか？

事務局：グループホームについては、市では充足されてる状況ですが、しかしながら、運営等で実際の現状把握は年1回は必要と考えています。基幹支援相談センターは、3年間のうちに設置するとしましたが、市としてもできるだけ早く設置したいと考えています。

委員：基幹支援相談センターがあれば、各事業所がまとまるので、出来るだけ早くお願いします。

事務局：現在、市が基幹相談支援センターの機能を担っていますが、不足している部分も多く、早期にセンターを設置したいと思っています。来年度は、児童発達支援センターの設置を目指しているところです。

委員：計画のP25のアンケートで、18歳以上の方が、自身の健康や体力に自信がないとしているが、計画のP53の(10)-3の、進捗状況や具体的な取り組みは？

事務局：具体的な取組は、保険相談センターが行っているのでもわかりませんが、課としても推進するよう働きかけていきます。

委員：計画のP66の、一般就労の増えない要因について書かれていますが、関係機関にお願いがあります。B型だけでなく、ニーズに答えられるような対応をお願いします。また、課としても対策をお願いします。

(各委員今年度最後の協議会だったこともあり、1人1人感想を述べる、計画については、各意見等も盛り込んだ成果があり、今後を期待するとのこと)

会長：他にご意見や質問のある委員はいらっしゃいますか。

委員：質疑なし

会長：それでは、ここで、「日高市第7期障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画」について、委員の皆様へ承認を求めます。

承認の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手がある)

委員の皆様、承認をいただき、ありがとうございました。

本日承認された内容が、日高市のより良い福祉のために生かしていただけるよう願います。

事務局：相川会長、審議の進行をどうもありがとうございました。

本日、皆様よりご承認いただきました「日高市第7期障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画」を、来年度以降の日高市の障がい福祉行政の基本柱として取り組んで参ります。なお、本日頂いた指摘事項による微調整については、事務局に一任をお願いします。

委員：異議なし

4. その他 事務局からの連絡事項

- ・計画書の完成時期について
- ・来年度の協議会日程については決定次第委員へ連絡する

5. 閉会